

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための 建築確認申請等の郵送対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、仙台市への建築確認申請等の受付につきましては、郵送による手続きが可能ですので、ご利用ください。なお、手数料の納付が必要な場合等は、返送用封筒（宛先明記、切手貼付）の同封が必要となりますのでご留意願います。

■郵送対応可能な手続き

	業務内容	返送用封筒の要否
①申請	・ 建築確認申請、中間・完了検査申請	<u>必要（手数料納付書返送用）</u>
	・ 仮設許可申請	<u>必要（手数料納付書返送用）</u>
	・ 仮使用認定申請	<u>必要（手数料納付書返送用）</u>
	・ 上記申請に伴う補正図書の提出	不要
	・ 減免申請書	不要
②届出	・ 建築物除却届	不要（ <u>写し希望の場合は必要</u> ）
	・ 仮設建築物撤去届	不要
	・ 用途変更の工事完了届	不要（ <u>写し希望の場合は必要</u> ）
	・ 記載事項の変更届出書	<u>必要（変更承認書返送用）</u>
	・ 計画中止届、申請取下届	不要

■郵送での申請等について

- ・ 郵送を利用する場合は、事前に建築審査課へご連絡いただくようお願いします。
- ・ 郵送にかかる送料等については申請者負担になります。
- ・ 申請手数料の納付が必要な場合等は必ず返送用封筒（宛先明記、切手貼付）を同封の上、下記宛先まで送付ください。返送する納付書はA4サイズとなりますので、折りたたまずに封入できる大きさの封筒をご用意ください。
例）返送用封筒：角形2号封筒（定形外） 切手代：120円
- ・ 確認済証、副本等の受け取りについては窓口でのお渡しを基本としておりますが、郵送を希望される場合は、信書便であること、郵送に係るトラブル等の責任を負えないことをご了承の上、別途ご相談ください。

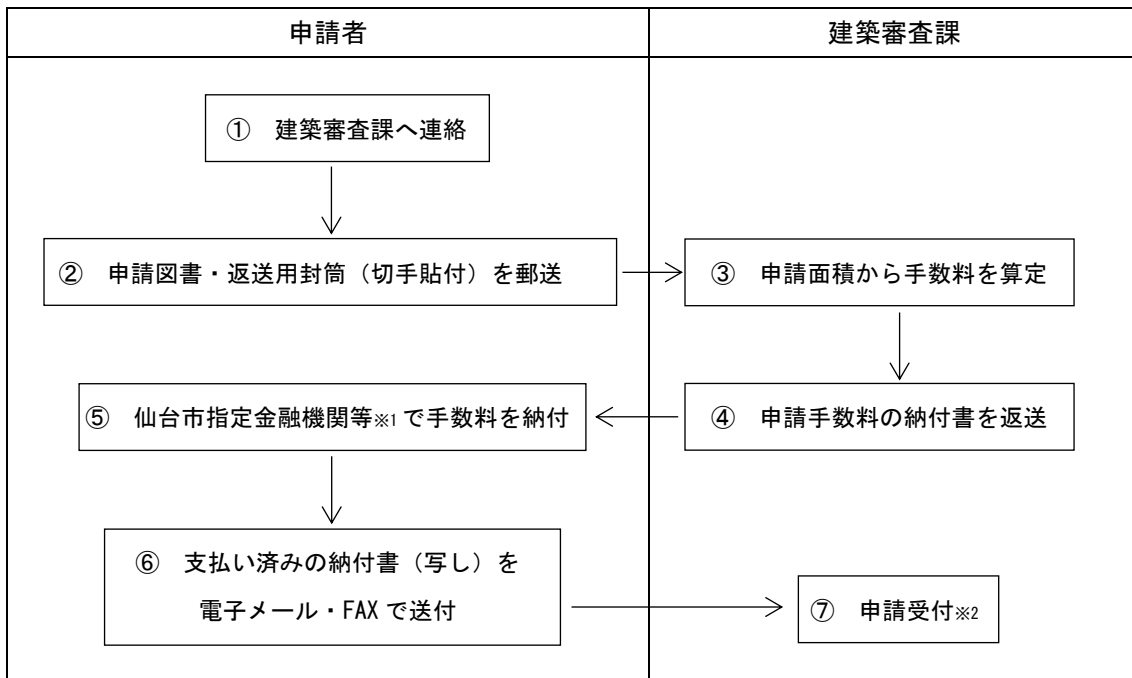
■郵送先・連絡先

宛先：仙台市 都市整備局 建築宅地部 建築審査課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL:022-214-8485 FAX:022-211-1918 E-mail: tos009425@city.sendai.jp

■郵送による①申請の流れ（イメージ）



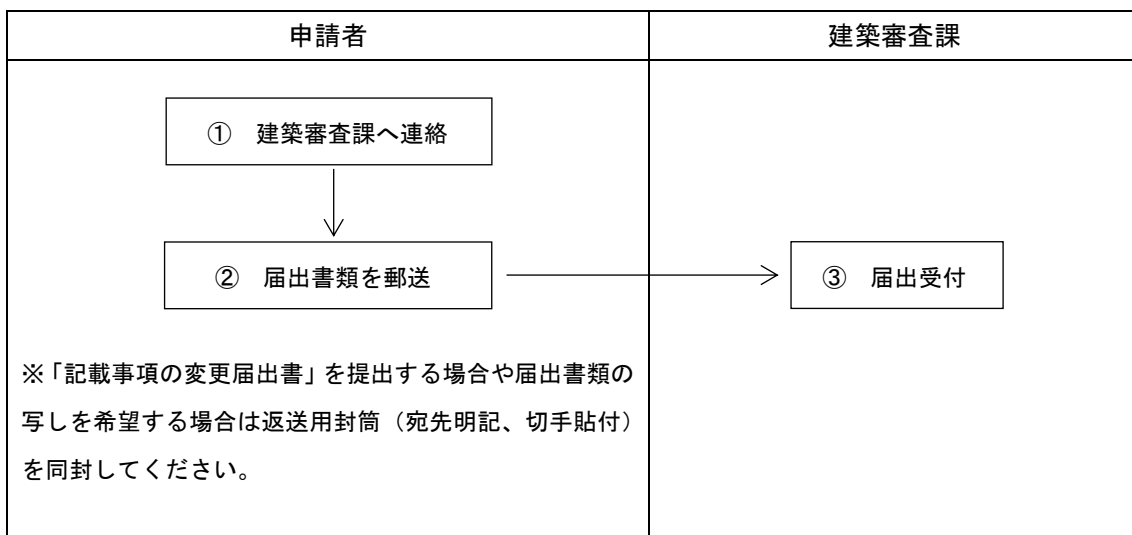
※1：仙台市指定金融機関等については、仙台市公式ホームページ（下記 URL）でご確認いただけます。

<https://www.city.sendai.jp/kaike-kanri/shise/gaiyo/soshiki/kaike/link/kinyu.html>

※2：申請の受付日は以下のいずれか早い方の日付とします。

- ・支払い済みの納付書が建築審査課に届いた日付
- ・支払い済みの納付書（写し）を電子メール又は FAX にて受信した日付

■郵送による②届出の流れ（イメージ）



■建築確認申請に係る建築基準法の相談について

建築確認申請（建築主事宛てのものに限ります）に係る建築基準法の相談についても、取扱期間中は電話や電子メール、FAX による対応が可能です。具体的な相談内容が分かる図面等をあわせて送付いただくようお願いします。